

議案第58号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成17年かすみがうら市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第2項第1号中「名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）」に、「氏名若しくは通称」を「氏名、旧氏若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「外国人住民（法第30条の45）」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の4